悠悠年金定期預金「夢定期」

(平成30年12月17日現在)

○悠悠年金定期預金 愛称:「夢定期」 ○個人のお客様で次のいずれかに該当する方(お一人様1口座に限ります。) ・みどりしんきん年金友の会「会員」の方 ・満58歳以上の方で、当金庫で公的年金または企業年金のお受け取りを予約していただいている方(予約会員の方)
・みどりしんきん年金友の会「会員」の方 ・満58歳以上の方で、当金庫で公的年金または企業年金のお受け取りを予約
して、たたで、て、このコート」「中」女民のカナ
〇15億円
〇平成30年1月4日(木) ~ 平成30年12月28日(金) ※募集総額に達した場合は取扱期間中であっても終了させていただきます。
〇自由金利型定期預金 <m型>定型方式 1年 自動継続型(元金継続・元利継続) ※予約会員の方は非自動継続型とさせていただきます。</m型>
〇一括預入
〇総合口座通帳、証書形式、通帳形式 ※予約会員の方は証書形式とさせていただきます。
〇10万円以上350万円以下 ※悠悠年金定期預金以外の定期預金からの預替えのお取扱いはできません。
〇 1 円単位
〇満期日以後に一括して払戻します。
 ○固定金利 ○【みどりしんきん年金友の会「会員」の方】 年0. 150% ○【予約会員の方】 年0. 075% ○自動継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利を適用します。
〇満期日以後に一括して支払います。
〇付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
○受取利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる 利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、 地方税5%)の税金がかかります。
〇マル優の取扱いができます。 ※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問い合わせください。

12. 中途解約時の取扱い	〇原則中途解約できません。 〇当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、お預入期間に応じた以下の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・6ヵ月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50%
13. 金利情報の入手方法	〇金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードで ご確認ください。
1 4. 苦情処理措置 ·紛争解決措置	〇苦情処理措置本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課(9時~17時、電話:0824-72-5588)にお申し出ください。 〇紛争解決措置東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
15. その他参考となる事項	〇この商品のお申し込みは、年金をお受け取りまたは年金を予約した店舗に限らせていただきます。 〇預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、 それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)